

# B U D D Y会規約

(愛媛大学スキューバダイビング部 OB, OG 会)

## 第 1 章 総則

- 第 1 条 本会は、名称を B U D D Y (バディ)会とし、本部を愛媛大学スキューバダイビング部に置く。
- 第 2 条 本会は、愛媛大学スキューバダイビング部 OB, OG、並びに学生 OB, OG 及び現役部員との親睦を深め、かつスキューバダイビング部の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的達成のために以下のことを行う。
- (1) 会誌、及び会員名簿の作成。
  - (2) 愛媛大学スキューバダイビング部の振興と強化を目的とする事項。
  - (3) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事項。

## 第 2 章 構成

- 第 4 条 本会は、以下の者を会員として構成する。
- (1) 愛媛大学スキューバダイビング部 OB, OG、学生 OB, OG 及び現役部員を会員とする。
  - (2) 顧問教官を会員とする。
  - (3) 名誉会員：本会に著しく功労のあった人物。
- 第 5 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために次の機関を置く。
- (1) 総会 (2) 理事会 (3) 本部 (4) 監査

## 第 3 章 総会

- 第 6 条 総会は、本会の最高議決機関であって、会長、副会長、理事長各 1 名の 3 名を選出する。但し、兼任を認める。
- 第 7 条 総会は、原則として毎年 1 回定期総会を開催する。但し、次の場合は臨時に開かねばならない
- (1) 会長が必要を認めたとき。
  - (2) 理事会の要請があったとき。
  - (3) 全会員の 3 分の 1 以上が認めたとき。但し、通知後、返答の無い者は認めたものとする。
- 第 8 条 総会の議を経なければならない事項は、次の通りである。
- (1) 前年度の事業報告、並びに決算報告。
  - (2) 新年度の事業計画、並びに事業予算。
  - (3) 新役員の承認。
  - (4) 規約の改正。
  - (5) その他、重要事項。
- 第 9 条 総会は、委任状も含めて全会員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。但し、開催通知後、返答の無い者は委任したものとみなす。また、やむを得ない事情により会長・理事長が認めた場合、開催しない。
- 第 10 条 議会の議決は、出席会員の過半数の賛成による。但し、規約改正については、この限りでない。

**第 11 条** 総会流会の場合は、同一年度に第 2 回目の総会を開催し、委任状も含めて全会員の 3 分の 1 以上の出席により成立し、第 9 条と同じ効力を有する。

#### **第 4 章 理事会・本部**

**第 12 条** 理事は総会で選出し、理事長、副理事長各 1 名、OB, OG 3 名、現役 3 名とする。

**第 13 条** 理事会は、総会に委任された事項、及び会務を審議し、執行する。

**第 14 条** 本部は、愛媛大学スキューバダイビング部に置かれ、学生 OB, OG、及び現役部員により構成される。また、学生 OB, OG より本部長、現役部員より副本部長を選出する。

**第 15 条** 本部は総会または理事会に委任された事項、及び会務を審議し、それらを補佐する。

#### **第 5 章 役員**

**第 16 条** 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事長 1名(会長が兼任してもよい)
- (4) 副理事長 1名
- (5) 理事 6名 (OB, OG 3 名、現役 3 名)
- (6) 本部長 1名 (学生 OB, OG)
- (7) 副本部長 1名 (現役部員)
- (8) 会計 1名
- (9) 監査 1名
- (10) 東京支部長 1名
- (11) 副東京支部長 1名
- (12) 大阪支部長 1名
- (13) 副大阪支部長 1名

**第 17 条** 役員の任務は、次の通りである。

- (1) 会長は総会を召集し、総会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは、その任務を代行する。
- (3) 理事長は理事会を召集し、本会の総務について責任を負う。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長が不在のときは、その任務を代行する。
- (5) 理事は本会の総務を行う。
- (6) 本部長は理事長を補佐し、本部を代表する。
- (7) 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その任務を代行する。
- (8) 会計は、本会の経理を行う。
- (9) 監査は本会の会計の監査をする。
- (10) 各支部長は、各支部を代表する。
- (11) 各副支部長は、支部長を補佐する。

**第 18 条** 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

#### **第 6 章 学生 OB, OG**

**第 19 条** 学生 OB, OG は、学生 OB, OG となった時点より卒業までの間に、期生代表を一名選出し、理事会に報告しなければならない。

**第20条** 期生代表の任務は、同期生の所在を把握し、その期生を代表することである。ここで同期生とは、同年度入学者とする。

## **第7章 会計**

**第21条** 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもって、これにあてる。

**第22条** 会費は、年額3,000円とする。但し、学生OB.OG、現役部員、顧問教官、及び名誉会員は免除とする。

**第23条** 次の場合に会計報告をしなければならない。

- (1) 総会。
- (2) 全会員の4分の1以上の要求があったとき。
- (3) 理事会からの要請があったとき。
- (4) 本部からの要請があったとき。

**第24条** 予算、及び決算は、総会の承認を必要とする。

**第25条** 会計監査は、原則として年1回は行う。次の場合は臨時に行う義務と権限を有する。

- (1) 監査が自ら必要と認めたとき。
- (2) 理事会からの要請があったとき。
- (3) 本部からの要請があったとき。

## **第8章 入会及び脱会**

**第26条** 入会は、愛媛大学スキューバダイビング部入部と同時に成立する。

**第27条** 脱会は、次の場合に成立する。

- (1) 現役に関しては、愛媛大学スキューバダイビング部退部と同時に、自動的に成立する。
- (2) OB.OGに関しては、本人の意思があった場合、及び長期にわたり会費を滞納し、理事会が会員として不適格と認めた場合に成立する。

**第28条** 本会は、スキューバダイビング部並びに運営、本会の運営等に対し著しい妨害行為等を行った会員に対し、理事会による審議、承認、および総会出席者の3分の2以上の賛成によって一定期間の会員資格停止処分あるいは除名処分を行うことができる。

**第29条** 上記における処分等については理事会で相応と思われるときは、その処分を解除することができる。

## **第9章 規約改正**

**第30条** 本規約の改正は、総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

## **第10章 補則**

本規約は、1982年（昭和57年）4月1日よりこれを施行する。

第一回改正は、1996年（平成8年）4月1日よりこれを施行する。

第二回改正は、2000年（平成12年）4月1日よりこれを施行する。

第三回改正は、2012年（平成24年）4月1日よりこれを施行する。